

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九條第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)
 第七條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九條第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百二十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 二 規則第二十九條第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。) ロ (略) 三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九條第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類及び委任状 ロ 本人に係る一又は二に規定する書類及び委任状	一 (略) 二 規則第二十九條第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。以下同じ。)並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限る。) ロ (略) 三 代理人が届出を行う場合にあつては、規則第二十九條第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。 イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が署名又は記名押印したものに限り。) ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状(本人が記名押印したものに限り。)及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書(届出の前一年以内に作成されたものに限り。) (傍線部分は改正部分)

(保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正)
 第八條 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 (略) 十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1) (2) (略) (3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。	一 (略) 十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三條第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四條第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等 (1) (2) (略) (3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医において、記名及び押印すること。

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正)
 第九條 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 様式第一及び様式第四中「四」を削る。

(傍線部分は改正部分)